

都・特別区及び指定都市等の特例について (地 方 財 政)

平成24年5月17日
自 治 財 政 局

目 次

1. 都・特別区の特例について

- 都・特別区における事務配分・税の特例と都区財政調整
- 都区の税財源と都区財政調整制度の関係
- 平成22年度特別区決算概要
- 都区財政調整制度の概要
- 都区財政調整制度に関する地方自治法の規定の変遷
- 特別区財政調整交付金の仕組み
- 特別区別の特別区税及び特別区財政調整交付金の状況
- 特別区別一人当たりの特別区税及び特別区財政調整交付金の状況
- 地方交付税法における都の特例
- 東京都と特別区の算定状況

2. 指定都市・中核市・特例市の特例について

- 指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映
- 指定都市等の基準財政需要額の算定方法

都・特別区の特例について

都・特別区における事務配分・税の特例と都区財政調整

1. 事務配分の特例

都は、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する。（地方自治法第281条の2）

（主な事務）

- ・ 上水道の整備、管理運営
- ・ 公共下水道の整備・管理運営
- ・ 消防に関する事務
- ・ 都市計画決定（上下水道、電気ガス供給施設、産業廃棄物処理施設、市場、と畜場等関係）

2. 地方税の特例

都は、特別区の存する区域において、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を課するものとし、法定外普通税、事業所税、都市計画税、法定外目的税を課することができる。

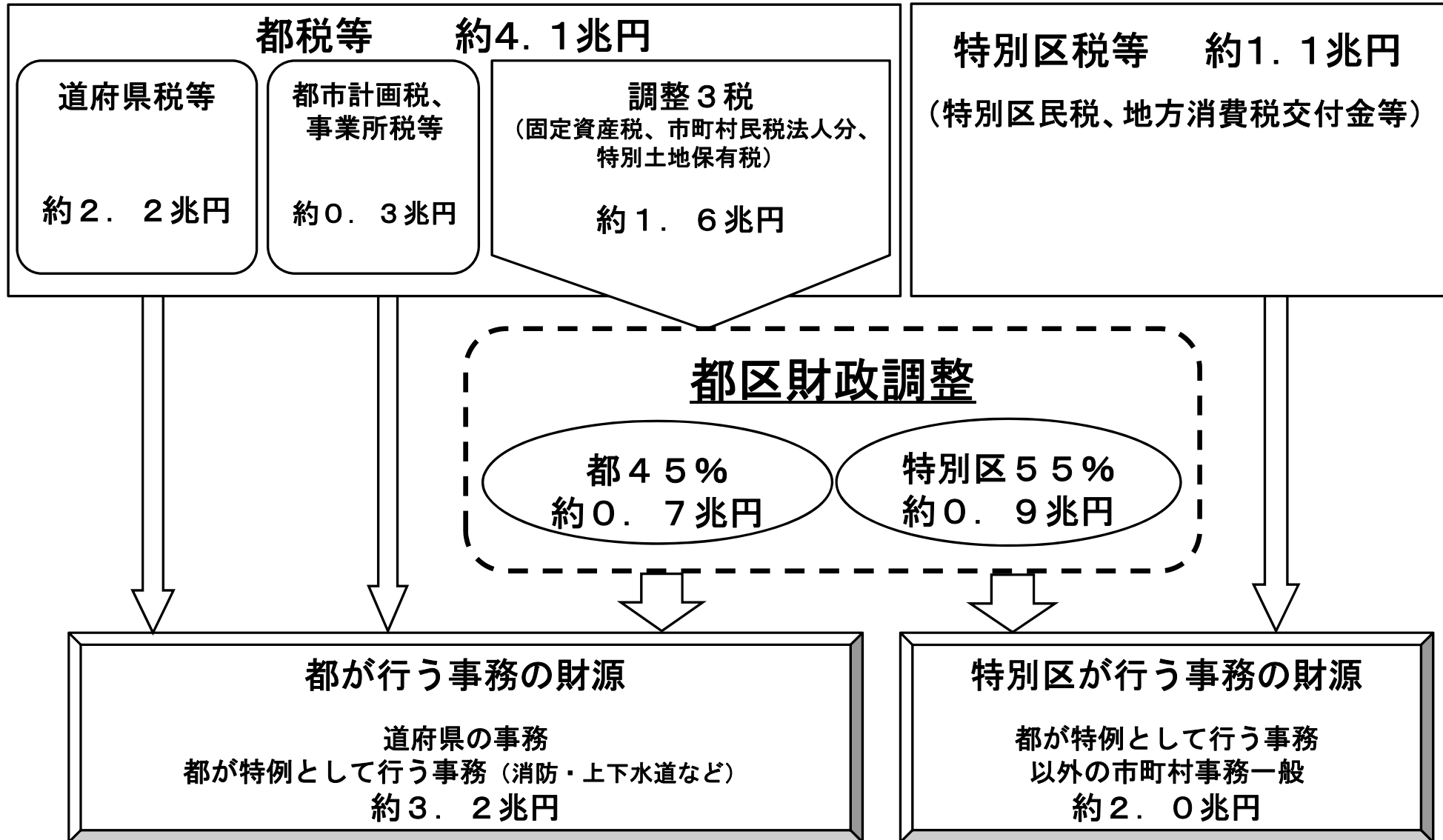
（地方税法第734条、第735条）

3. 都区財政調整

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の収入額の一定割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付する。（地方自治法第282条）

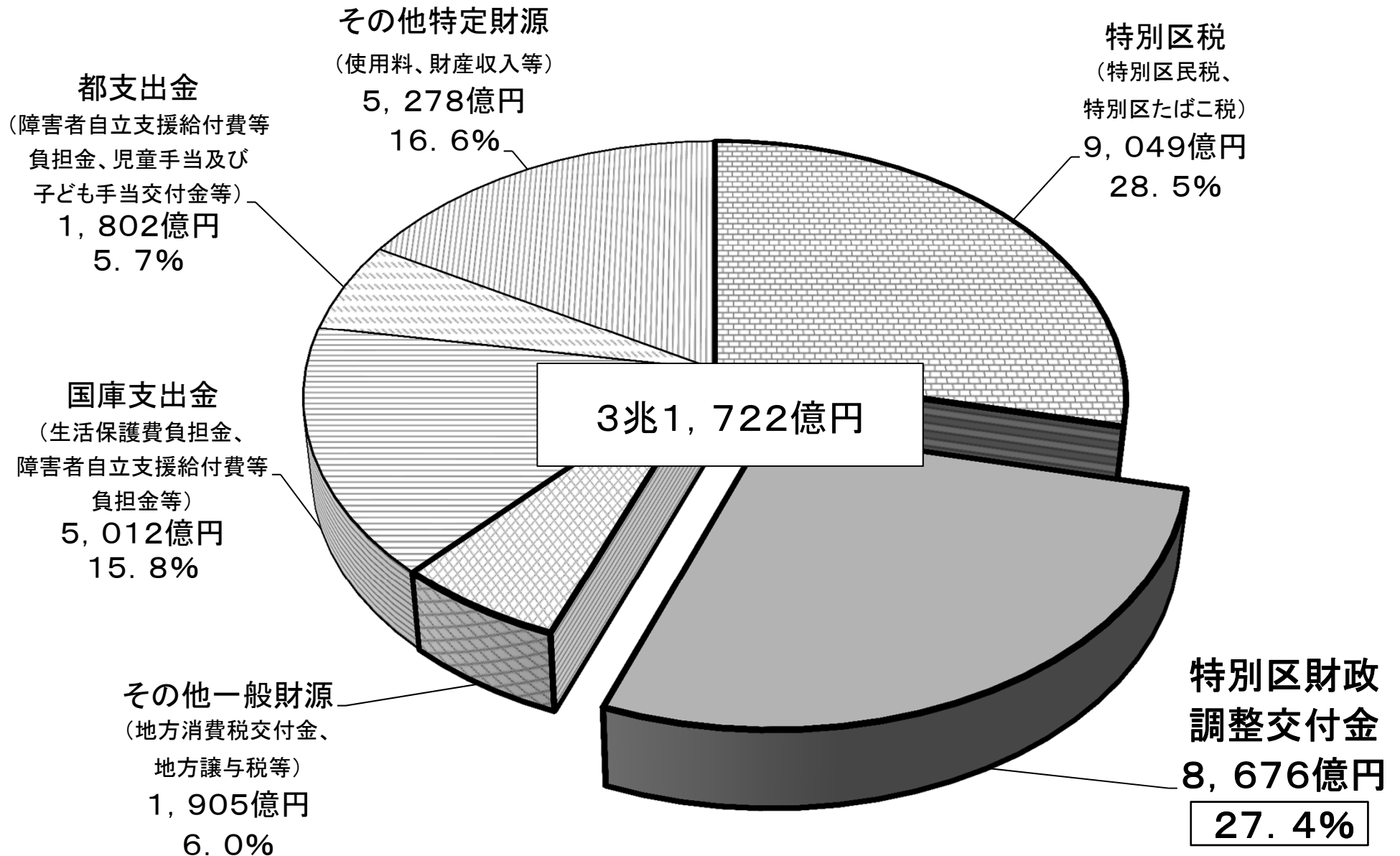
都区の税財源と都区財政調整制度の関係

※平成22年度決算額(一般財源ベース)



※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。
※「都税等」のうち地方消費税は清算後の額としている。

平成22年度特別区決算概要



都区財政調整制度の概要

①目的(地方自治法第282条第1項)

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営の確保

②特別区財政調整交付金の交付(地方自治法第282条第1項及び第2項)

- ・都は、条例で、特別区財政調整交付金を交付
- ・特別区財政調整交付金は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金

③特別区財政調整交付金の総額(地方自治法第282条第2項、地方自治法施行令第210条の10)

調整税※の収入額×条例で定める割合(現行:55%)

※調整税は、地方税法の規定により都が課する固定資産税、市町村民法人分、特別土地保有税

④特別区財政調整交付金の種類(地方自治法施行令第210条の11、第210条の12)

ア 普通交付金:基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に対して、その超える額(財源不足額)を交付

イ 特別交付金:普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付

※普通交付金と特別交付金の額は、都条例の規定により交付金総額の95%と5%

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号) (抄)

(特別区財政調整交付金)

第282条 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第5条第2項に掲げる税のうち同法第734条第1項及び第2項第3号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

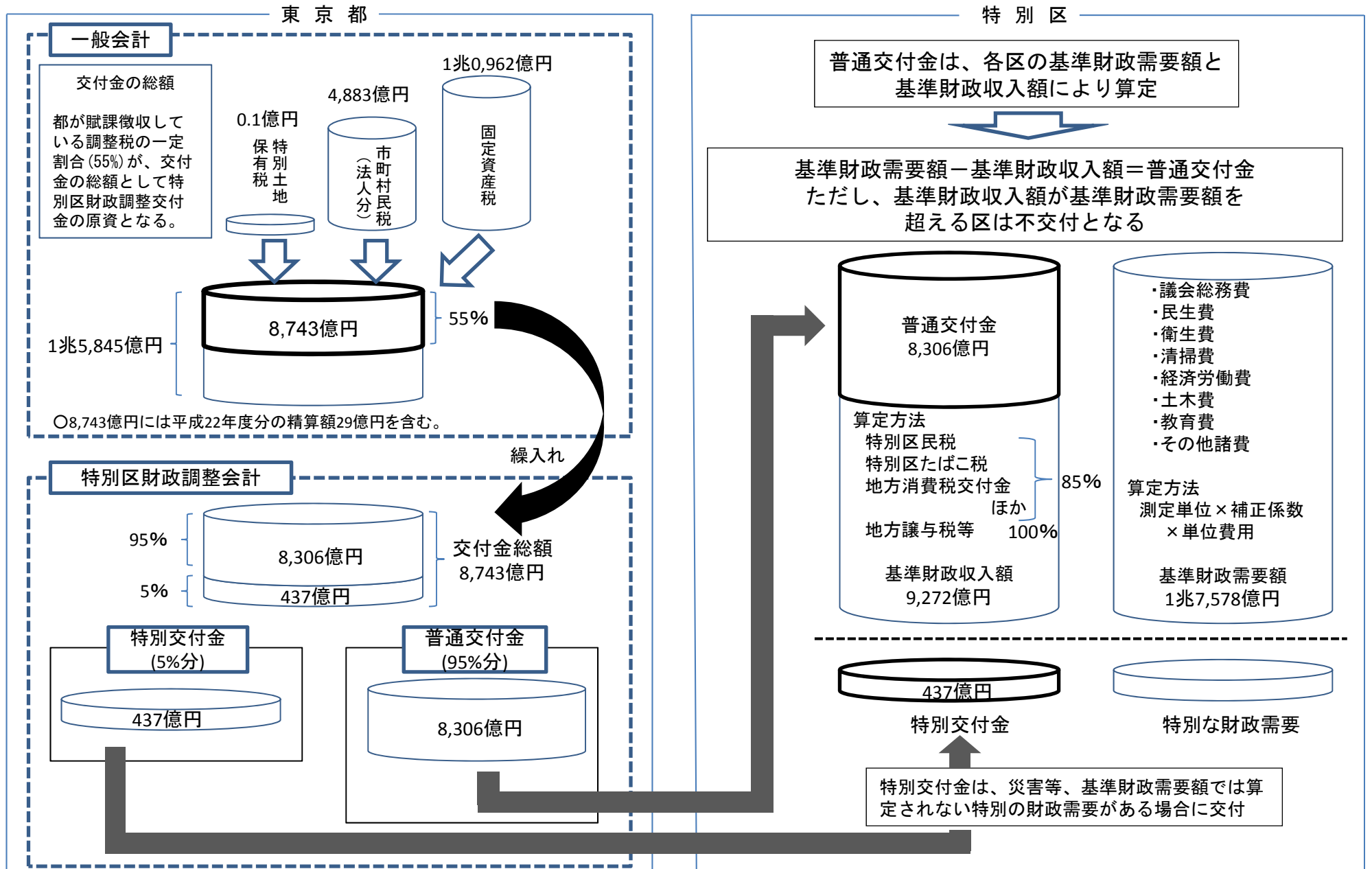
3 都は、政令の定めるところにより、第1項の特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、必要があると認めるときは、第1項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

都区財政調整制度に関する地方自治法の規定の変遷

時点	都区制度	財政調整制度に関する規定	提案理由等
昭和22年 制定	・区は「特別区」になり、特別地方公共団体として位置づけ	法第282条 都は、条例で特別区について必要な規定を設けることができる	条文説明(鈴木政府委員)貴・地方自治法案特・昭和22年3月24日 「都が統一を保持する爲に必要な事項に付きましては、其の組織に付ても亦其の権能に付ても、適当な調整を取ることが出来るやうに根據規定を置いてございます」
昭和27年 改正	・特別区を都の内部的団体に位置づけ(都が基礎的な地方公共団体) ・区長公選制を廃止	第2項を追加(議院修正) 都は、(略)、条例で、都と特別区及び特別区間相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない	修正案提案理由(門司委員)衆・地方行政委員会・昭和27年6月6日 「都の特別区は自治区であります関係から、その与えられておりまする行政事務を遂行いたしますには、どうしても財源の裏づけが必要であるために、特にこの一項を挿入いたしまして、これが十分なる財源の確保の措置をした次第」
昭和49年 改正	・区長公選制を復活 ・事務の再配分	第2項を改正 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため(略)条例で、都と特別区及び特別区間相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない	提案理由(町村国務大臣)衆・地方行政委員会・昭和49年5月14日 「(略)あわせて特別区の事務、人事等の諸制度を改正し、住民により選挙された区長が適切にその責任を果たすことができるよう規定の整備を行おうとするものであります」 大都市制度に関する答申(昭和45年11月地方制度調査会)(抄) 「事務の再配分に伴い、特別区の処理する事務は大幅に増大することとなるので、都と特別区の間における税財源の再配分を行う必要がある。また、特別区相互間に税源に相当の偏在があることと、行政水準の均衡化を図る必要があることにかんがみ、現行の都区財政調整制度は存置するものとする」
平成10年 改正	・特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理	(前ページのとおり) 特別区財政調整交付金の交付を地方自治法に明記	提案理由(上杉国務大臣)衆・地方行政委員会・平成10年4月2日 「大都市の一体性及び統一性の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自立性を強化するとともに、都から特別区への事務の移譲を行い、あわせて都と特別区との間の役割分担の原則を定めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります」 都区制度の改革に関する答申(平成2年9月地方制度調査会)(抄) 「特別区の存する区域にあっては、都と特別区の間での財源配分を適切に行う必要があること及び特別区相互間に税源の偏在がある中でその行政水準の均衡を図る必要があることを考えると、都区財政調整制度は存置(略)」

特別区財政調整交付金の仕組み



※東京都作成資料（平成24年度算定見込額）

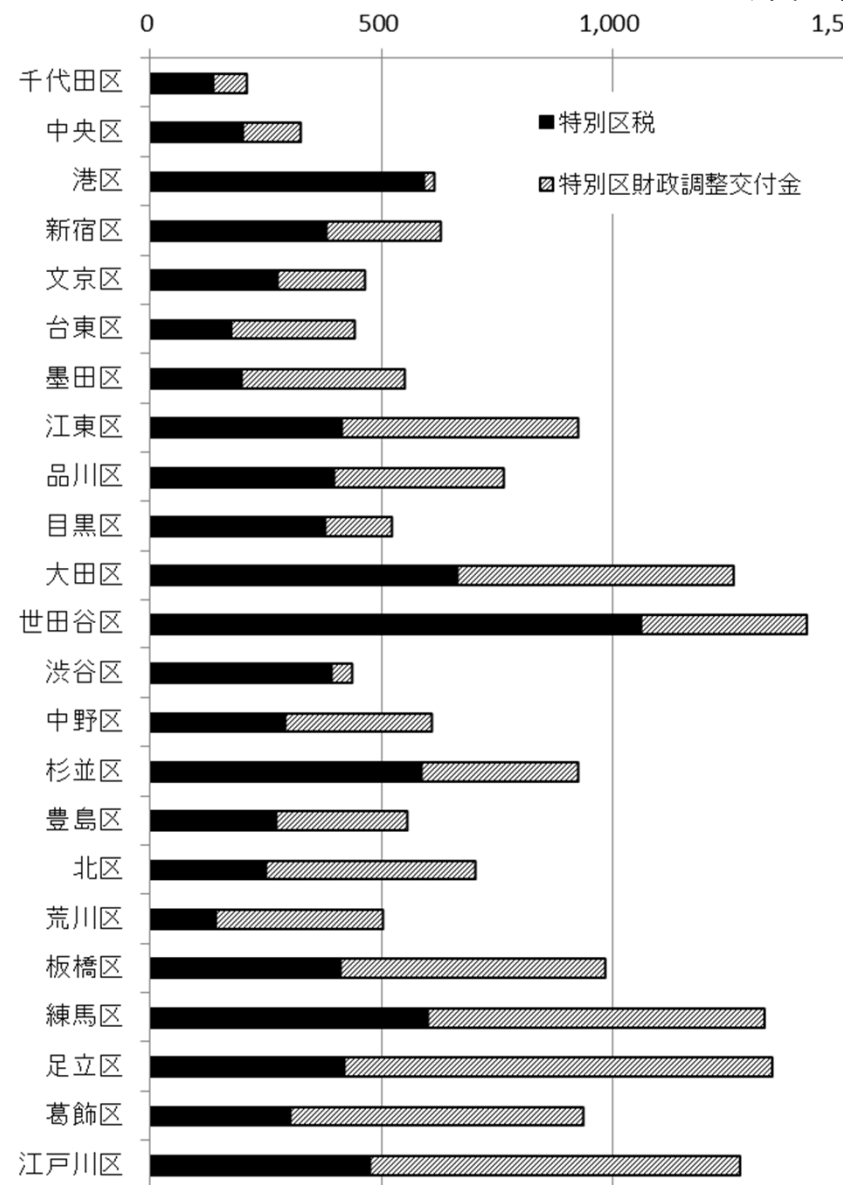
特別区別の特別区税及び特別区財政調整交付金の状況

単位：百万円

	特別区税	基準財政 収入額 (a)	基準財政 需要額 (b)	普通交付金 (c=b-a)	特別交付金 (d)	特別区財政 調整交付金 (c+d)
千代田区	13,946	19,983	24,712	4,729	2,471	7,200
中央区	20,212	24,510	35,338	10,828	1,574	12,403
港区	59,137	62,145	47,749	0	2,306	2,306
新宿区	38,344	41,972	65,143	23,170	1,313	24,483
文京区	27,638	27,183	44,606	17,422	1,374	18,797
台東区	17,634	19,223	43,479	24,256	2,534	26,790
墨田区	20,055	20,508	53,438	32,930	2,198	35,128
江東区	41,646	40,741	87,828	47,087	3,829	50,916
品川区	39,732	40,236	75,410	35,174	1,599	36,773
目黒区	38,027	38,737	51,815	13,078	1,185	14,263
大田区	66,580	69,550	126,817	57,267	2,030	59,297
世田谷区	105,997	104,132	138,160	34,028	1,645	35,673
渋谷区	39,399	43,571	42,415	0	4,326	4,326
中野区	29,485	29,991	60,105	30,114	1,245	31,359
杉並区	58,662	58,050	90,784	32,734	1,067	33,801
豊島区	27,418	27,599	53,939	26,340	1,838	28,178
北区	25,256	26,258	70,185	43,927	1,190	45,118
荒川区	14,424	14,882	49,336	34,454	1,576	36,030
板橋区	41,231	43,025	98,442	55,416	1,680	57,097
練馬区	59,940	60,971	131,569	70,597	2,111	72,708
足立区	42,053	44,989	135,931	90,942	1,287	92,229
葛飾区	30,351	32,262	93,971	61,710	1,492	63,201
江戸川区	47,752	50,812	128,509	77,697	1,784	79,481
計	904,918	941,332	1,749,681	823,902	43,655	867,557

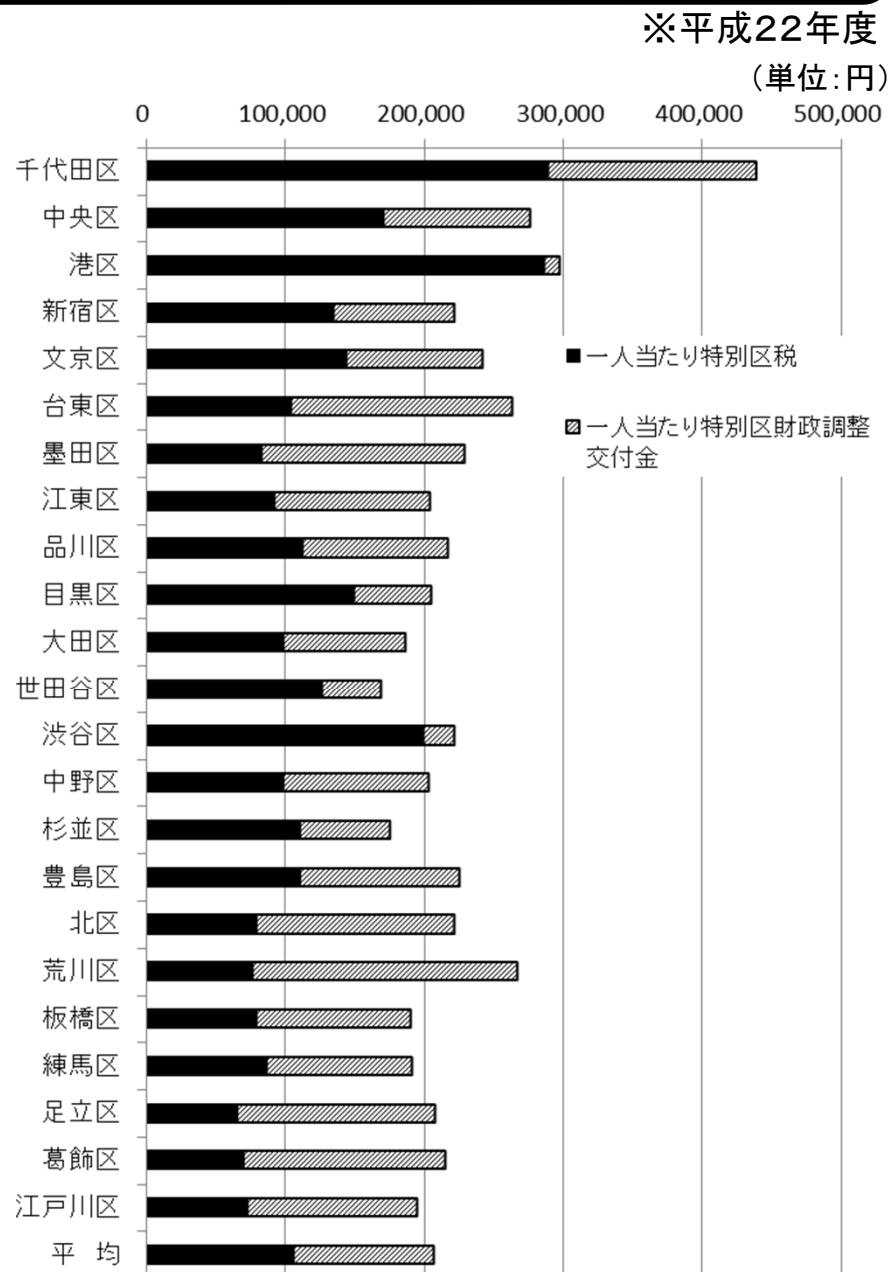
※平成22年度

(単位：億円)



特別区別一人当たりの特別区税及び特別区財政調整交付金の状況

	人口 (人)	一人当たり特別区税 (円)	一人当たり 特別区財政調整交付金 (円)
千代田区	48,260	288,972	149,194
中央区	118,382	170,735	104,768
港区	206,471	286,419	11,170
新宿区	284,225	134,907	86,141
文京区	192,138	143,845	97,829
台東区	168,909	104,399	158,607
墨田区	240,647	83,338	145,972
江東区	452,947	91,945	112,410
品川区	352,468	112,725	104,329
目黒区	254,817	149,232	55,975
大田区	676,008	98,490	87,716
世田谷区	837,185	126,611	42,611
渋谷区	197,554	199,433	21,900
中野区	299,167	98,556	104,821
杉並区	527,534	111,200	64,074
豊島区	246,800	111,093	114,173
北区	317,598	79,523	142,059
荒川区	189,441	76,139	190,191
板橋区	517,634	79,653	110,303
練馬区	694,666	86,287	104,666
足立区	645,365	65,162	142,910
葛飾区	435,411	69,706	145,154
江戸川区	654,615	72,946	121,416
計	8,558,242	105,736	101,371



※人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった

地方交付税法における都の特例

地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）（抄）

（都の特例）

第21条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもってその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

○ 経緯

- ・ 昭和22年度（地方自治法施行時）～昭和24年度（地方財政平衡交付金法施行前）
→ 分与税（配付税）の分与（配付）については、都の区域全体を道府県と、特別区の存する区域を市町村とみなす
- ・ 昭和25年度（地方財政平衡交付金法施行）以降
→ 交付金（交付税）の算定については、都の区域全体を道府県と、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した基準財政需要額と基準財政収入額を合算して都の基準財政需要額及び基準財政収入額とする

（参考）政府委員答弁（平成10年地方自治法改正時）

都と特別区におきましては、（略）都道府県、一般市とは一面でまた異なる事務処理あるいは税財政の仕組みが存続されることとなる（略）。

一方で、交付税制度は、（略）標準的な団体を基準にして、全国の普遍的な需要をとらえて標準的な行政水準を確保するという観点で算定をいたすもの（略）であります以上、都区間の事務や財源の区分、これに応じてまったく別個に都分と特別区分というのを算定することは技術的には極めて困難

東京都と特別区の算定状況

○ 東京都における都及び特別区の状況

(億円)

費目名	H23			H22			H21		
	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B
東京都 (道府県分)	18,707	15,803	2,904	17,623	15,449	2,174	16,400	19,048	▲ 2,649
特別区	14,507	19,449	▲ 4,942	12,989	18,938	▲ 5,948	13,124	21,362	▲ 8,238
都区合算額	33,214	35,251	▲ 2,038	30,613	34,387	▲ 3,774	29,523	40,410	▲ 10,887

(参考) 神奈川県及び大阪府における府県及び指定都市の状況

(億円)

費目名	H23			H22			H21		
	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B
神奈川県	8,714	7,905	809	8,313	7,395	918	8,914	8,396	519
横浜市	5,606	5,390	216	5,411	5,264	147	5,458	5,552	▲ 94
川崎市	2,146	2,140	7	2,067	2,075	▲ 8	1,978	2,222	▲ 244
相模原市	907	843	64	877	848	29	122	83	39
合計額	17,373	16,278	1,096	16,668	15,583	1,086	16,473	16,253	220
大阪府	10,393	7,490	2,903	9,951	6,969	2,982	10,946	8,035	2,911
大阪市	5,201	4,674	527	5,077	4,607	470	5,311	4,934	377
堺市	1,305	1,098	207	1,228	995	233	1,247	1,012	235
合計額	16,899	13,262	3,637	16,256	12,571	3,685	17,503	13,981	3,523

※ いずれの年度も当該年度の補正後の最終確定値

指定都市・中核市・特例市の特例について

指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映①

指定都市	中核市	特例市	普通交付税 関係費目
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定 ・市街地開発事業に関する都市計画決定 ○ 土木行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定区間外の国道の管理 ・市内の県道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域等における開発行為・建築等の許可 ・土地区画整理組合の設立の許可 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">道路橋りょう費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">都市計画費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">その他の土木費</div>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 文教行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文教行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">その他の教育費</div>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付 ・母子相談員の設置 ・母子・寡婦福祉資金の貸付け ・養護老人ホームの設置認可・監督等 ・生活保護審査支払業務等 ○ 保健所の設置（保健所設置市） <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施 ・飲食店営業等の許可 ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可 ・浄化槽設置等の届出 ・温泉の供用許可 	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">社会福祉費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">高齢者保健福祉費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">生活保護費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">保健衛生費</div>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 計量法に基づく勧告、定期検査 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">商工行政費</div>

指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映②

(基準財政需要額の増加額)

- 川崎市(指定都市)・奈良市(中核市)・鳥取市(特例市)において、県から指定都市等へ事務が移譲されたことによる事務の増加に伴う基準財政需要額の増加額を試算 (億円)

	神奈川県川崎市 (指定都市)	奈良県奈良市 (中核市)	鳥取県鳥取市 (特例市)
基準財政需要額 の増加額	142.8	23.0	0.3
(参考) 平成23年度 基準財政需要額	2,146.4	553.9	423.0

(参考) 基準財政収入額の増加額

(億円)

	神奈川県川崎市 (指定都市)	奈良県奈良市 (中核市)	鳥取県鳥取市 (特例市)
基準財政収入額 の増加額	37.9	—	—
(参考) 平成23年度 基準財政収入額	2,139.6	407.6	194.6

※ 自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金の増に伴う基準財政収入額の増加額を試算。

※ 中核市及び特例市には、基準財政収入額に係る特例がない

指定都市等の基準財政需要額の算定方法

基準財政需要額の算定において、都道府県が担う事務の一部を行っていること等による指定都市・中核市・特例市の財政需要は、測定単位や補正係数に反映している。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口、道路の面積等)} \times \text{補正係数}$$

I 測定単位による場合
II 補正係数による場合

I 測定単位による場合

(例)道路橋りょう費(測定単位:道路の面積)の場合

- 指定都市については、当該団体の区域内にある国道(都道府県が管理することとされるものに限る。)及び都道府県道を管理することとされていることから、国道及び都道府県道分が加算された測定単位を用いる。(指定都市以外の道路法第17条第2項が適用される市も同様)

$$\text{道路橋りょう費に係る需要額} = \text{単位費用} \times \text{当該団体内の市道・都道府県道・国道面積} \times \text{補正係数}$$

II 補正係数による場合

(例)社会福祉費(測定単位:人口)の場合

- 指定都市は児童相談所の設置、母子相談員の設置等の事務を行うことから、これらの事務等に係る経費分を反映するために割り増した補正係数を用いる。

$$\text{社会福祉費に係る需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口)} \times \text{事務等の増加に伴い割り増した補正係数}$$